

令和 8 年 9 月 5 日大雨災害及び台風第 26 号の被災事業者に対する中小企業 セーフティネット資金の適用について

この度の令和 8 年 9 月 5 日大雨災害及び台風第 26 号によって被害に遭われた中小企業の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

県では、中小企業の皆様がこの度の災害から迅速に復興できるよう、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象 4（災害等被害対応貸付）による資金繰り支援を下記のとおり行います。

記

1 融資対象者

事業歴が 1 年以上で、令和 8 年 9 月 5 日大雨災害又は令和 8 年台風第 26 号によって被害を受けた中小企業者、協同組合等（農林漁業や金融・保険業等の一部業種は対象となりません。）

2 融資対象となる地域

別紙 1 のとおり

3 資金使途

災害からの復旧に係る事業資金

4 融資限度額

運転・設備併せて 3,000 万円（一般保証枠適用）

5 融資期間

運転 7 年（据置 1 年）、設備 10 年（据置 1 年）

6 融資利率

1.20%

7 保証料率

0.00%（保証料については県が全額負担します。）

8 金融機関への融資申込期間

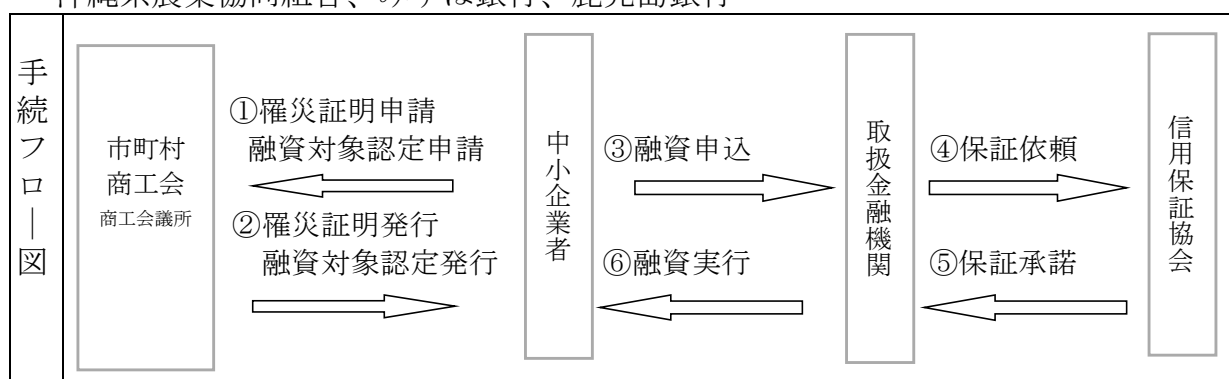
令和 8 年 9 月 30 日から令和 8 年 12 月 29 日まで

9 融資申込みの方法

「市町村長が発行した罹災証明書」又は「市町村長若しくは商工会会長が発行した融資対象認定書」を取得後、当該証明書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。

10 取扱金融機関

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫
沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行



問い合わせ先

沖縄県 商工労働部 中小企業支援課

TEL：098-866-2343

E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp